

千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部
『地域クラブ活動 参加細則』

①参加を認める種目

- (ア) 全国中学校バドミントン大会につながる大会（千葉県中学校総合体育大会バドミントン競技会（支部大会）・関東中学校バドミントン大会）、千葉県中学校バドミントン新人大会（支部大会）のみとする。
- (イ) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。
- (ウ) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。

②地域クラブ活動の要件

- (ア) 地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者（（公財）日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。
- (イ) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は、千葉県小中学校体育連盟並びに千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部が定めた団体登録申請を、定められた期間内に行い、参加の認可を受けること。また、団体登録料を支払うこと。
- (ウ) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに千葉県小中学校体育連盟並びに千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部に届けを提出すること。
- (エ) 大会に参加する代表者、指導者、所属中学生等の全員が傷害保険に加入し、事故や怪我の際にはその傷害保険にて補償すること。
- (オ) 大会参加時は、所属団体の代表者又は指導者が引率すること（保護者引率は認めない）。
- (カ) 支部大会に参加の際は、支部大会開催要項に従い、取り決めを守ること。

③地域クラブ活動の構成員

- (ア) 所属中学生
 - 1) 当該年度の全国中学校バドミントン大会出場につながる大会（支部大会、千葉県中学校総合体育大会バドミントン競技会、関東中学校バドミントン大会）に出場できるのは、一人1競技1回のみである。千葉県中学校バドミントン新人大会も同様である。
 - 2) 登録している地域クラブ活動から出場するか所属校から出場するかを選択する。
 - 3) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域クラブ活動から出場することは可能である。
 - 4) 全国中学校バドミントン大会出場につながる最初の大会への出場後の他団体への移籍変更はできない（年度途中の他団体への移籍は認めない）。
- (イ) 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。
 - 1) 一大会（支部大会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）において重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）として登録することはできない。
 - 2) 指導者は複数の地域クラブ活動に登録が可能のため、一大会（支部大会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）ごとに、登録済みの他の地域クラブ活動や学校の監督・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）としての登録は可能である。
- (ウ) 中学校の教職員が、地域クラブ活動の構成員（代表者・管理者・指導者）になることは可能である。

④協会登録について

- (ア) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の所属中学生は、(公財)日本バドミントン協会・千葉県バドミントン協会・千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部会員登録及び年会費支払いを行うこと。
- (イ) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の指導者は、(公財)日本バドミントン協会・千葉県バドミントン協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。
- (ウ) 協会登録の際の注意点
 - 1) 「団体登録申請書」において、
 - ・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける
 - ・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける
 - 2) 協会登録する際に、地域クラブ活動に登録できるのは中学生のみのため、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者は、重複して他の地域クラブ活動において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。
 - 3) 指導者は、複数の地域クラブ活動において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。

⑤『指導資格を有する指導者』の資格要件について

- (ア) 地域クラブ活動の指導者は、(公財)日本バドミントン協会公認審判員資格(3級以上)を取得していること。(取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること)
- (イ) 令和7年度末までに(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)

⑥地域クラブ活動の申請等について

- (ア) 申請期間は、令和6年4月1日(月)から4月26日(金)までとする。申請期間を過ぎてからの申請は受け付けない。
- (イ) 申請に必要な文書は以下の通りとする。
 - 1) 様式1 令和6年度千葉県中学校総合体育大会及び新人体育大会参加登録(認定)申請
 - 2) 様式2 地域クラブ活動団体登録申請書・構成員名簿
 - 3) 地域クラブ活動の規約又は会則
 - 4) 地域クラブ活動の組織・役員名簿
 - 5) 地域クラブ活動の過去3年間の活動報告書
 - 6) 地域クラブ活動の前年度(令和5年度)の収支決算報告書

* 3～6の文書の書式の指定はない。地域クラブ活動の活動、実態を確認するための文書であり、すべての文書を提出すること。
- (ウ) 申請・連絡先は千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部とする。

〒270-0235 野田市尾崎 2241-2 西武台千葉中学校内 Tel: 04-7127-1111
千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部委員長 戸辺 尚彰
- (エ) 地域クラブ活動の登録(認定)は、6月1日までに承認書を代表者に送付する。

※この千葉県小中学校体育連盟バドミントン専門部『地域クラブ活動の参加細則』は令和5年4月1日より適用する。